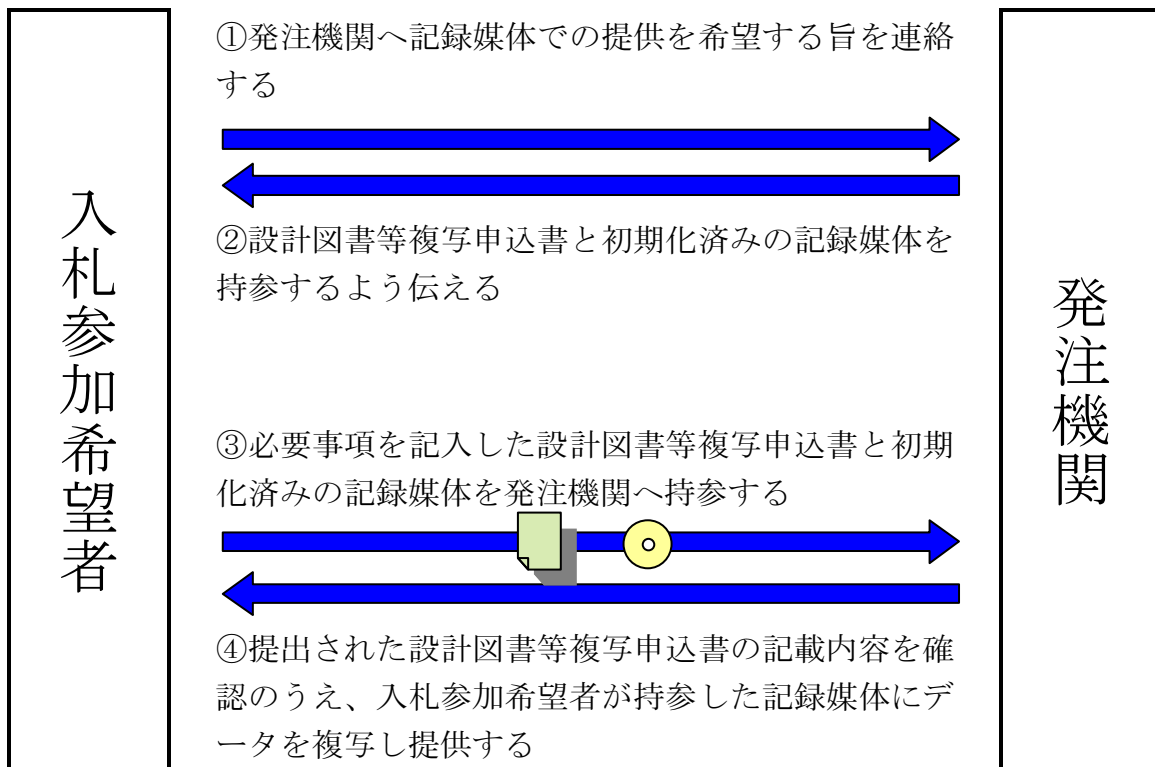


電子閲覧できない場合

電子閲覧対象案件の閲覧については、原則として電子閲覧でのみ行うこととなりますが、通信機器や回線の障害などやむを得ない事情により電子閲覧ができない場合については、紙での閲覧のほか、閲覧図書をPDFファイル形式のデータとして提供を行います。データの提供を受ける場合は以下のとおりとなります。

【提供の流れ】



【注意事項】

- データの提供を行う場合は、通信障害など電子閲覧ができない場合のみであり、通常はデータでの提供は行いません。
- データ複写用の記録媒体は未使用のもの、または初期化済みのものを持参してください。
- データでの提供であり、紙での提供は行いません。
- データ提供を希望するときは、発注機関に事前に電話連絡のうえ、設計図書等複写申込書(下記からダウンロードしてください。)に必要事項を記入のうえ、用意した記録媒体と一緒に発注機関へ持参してください。

[設計図書等複写申込書\(PDF\)](#) [設計図書等複写申込書\(Word\)](#)